

# 大船渡市議会災害対応指針

(平成 25 年 7 月 1 日議長決裁)

(令和 3 年 4 月 26 日議長決裁)

## 1 背景

平成 23 年 3 月 11 日金曜日午後 2 時 46 分に発生した東日本大震災により、当市では、死者・行方不明者合わせて 419 人、建物被害 5,592 世帯、ピーク時には 8,700 人以上の市民が避難所生活を余儀なくされた。

この地震の震源は三陸沖で、震源の深さは約 24 km、地震の規模を示すマグニチュードは国内では観測史上最大の 9.0、当市では最大震度 6 弱を記録した。この地震によって約 1,000 年前の「貞観の地震」以来といわれる巨大津波がこの地域を襲ったのである。

しかしながら、当市を含む三陸沿岸は、発生頻度が高く津波の常襲地帯とされ、この 100 年間だけでも、明治 29 年の明治三陸地震津波、昭和 8 年の昭和三陸地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波と、約 40 年間隔で大津波が発生している。

この 40 年という歳月は、人々の災害に対する警戒感を記憶の片隅に追いやる可能性がある。大船渡市議会は、今後、起こり得る災害や感染症等に対する継続的な警戒とその対応についてマニュアル化し、災害対応指針として定義づけるものである。

## 2 目的

大船渡市議会は、東日本大震災による貴重な経験を踏まえ、今後発生が懸念される大地震等の災害において、大船渡市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、被災者及び感染症者と情報共有・連携・相談等を行うため、大船渡市議会災害対応指針を定める。

## 3 具体的な対応

(議長)

(1) 議長は、災害の状況に応じて、大船渡市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、災害対応に関する事務の統括に当たる。

(2) 議長は、次の場合、災害対策会議を設置することができる。

ア 市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき

イ 三陸沿岸に津波が発生したとき

ウ 市内に台風や低気圧による災害が発生し、かつ、拡大の恐れがあるとき

エ 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき

オ 感染症により市内に大きな混乱や経済的な損失、感染の拡大が予想されるとき

カ その他議長が必要と認めるとき

- (3) 議長は、災害対策会議に、必要に応じて、部会を置く。
- (4) 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、市本部との連絡調整に当たる。
- (5) 議長は、議員に対し、収集、把握した災害や感染症に関する情報を提供する。
- (6) 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ必要な対応を行う。

(議員)

- (1) 議員は、災害対策会議が設置されたときは、自らの安否、居所及び連絡場所、感染症に関する状況を議会事務局に報告するとともに、災害対策会議に参集する。
- (2) 議員は、災害対策会議から災害情報の提供を受け、自ら迅速、安全に行動する。
- (3) 議員は、各地区において活動するとき、及び道路の寸断等により災害対策会議に参集できないときは、各地区本部等と連携して情報収集に努め、各地区の諸活動を支援し、被災及び避難所等の状況についてタブレット端末等も活用しながら災害対策会議に報告する。なお、必要に応じて、災害対策会議に支援要請を行う。
- (4) 議員は、各地区において電話やタブレット端末等が不通となり、災害対策会議や市本部と連絡がとれない場合には、公共施設等の移動系防災行政無線を使用する。
- (5) 議員は、災害対策会議や市本部と情報の共有を図り、被災者や各地区本部等に対して相談及び助言を行う。
- (6) 議員は、災害対策会議に参集し、又は活動するとき、作業服、ヘルメット、安全靴にマスク等、災害に応じた指定の装備を着用する。

(議会)

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取るとともに、市本部と連携し、災害情報の収集に努める。
- (2) 議会は、自ら調査し収集した災害情報を市本部に提供するときは、災害対策会議を通じて行う。
- (3) 議会は、必要に応じて、国、県、関係機関等に対し、要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と十分な連携を図る。
- (4) 市本部に対する会派又は議員の要望・提言は、緊急の場合を除き、災害対策会議を通じて行う。